

業 務 仕 様 書

- 1、業 務 名 指定史跡等除草委託
- 2、業務場所 馬越長火塚古墳、前芝燈明台、東田古墳、稲荷山1号墳、磯辺王塚古墳石碑
- 3、業務期間 令和5年7月1日～令和5年10月31日
- 4、業務内容 国史跡馬越長火塚古墳および県史跡前芝燈明台・東田古墳・稲荷山1号墳・磯辺王塚古墳石碑の除草。詳細は下記の通り
 - (1) 作業の範囲

馬越長火塚古墳	2,002 m ²
前芝燈明台	17 m ²
東田古墳	600 m ²
稲荷山1号墳	400 m ²
磯辺王塚古墳石碑	10 m ²
 - (2) 作業の回数

馬越長火塚古墳	2回 (実施月：7・10月)
前芝燈明台	2回 (実施月：7・10月)
東田古墳	1回 (実施月：8月)
稲荷山1号墳	1回 (実施月：8月)
磯辺王塚古墳石碑	4回 (実施月：7・8・9・10月)
 - (3) 片付処理 すべて上記敷地外へ搬出の上処分すること。
- 5、成果品 業務記録簿あるいはこれに準じる作業記録を提出すること。
- 6、備 考 業務に際しては、豊橋市教育委員会と協議の上、周辺への安全確保に配慮して行うこと。
作業の実施にあたり、隣接家屋などに影響を与えないよう配慮すること。